

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

e-pile next

## 某有名記念館新築工事

### 世代を超え、慣れ親しまれる...

本物件は、町全体がキャラクターの雰囲気ですら優しく包まれている場所に建設される某有名漫画作家の記念館新築工事です。支持層となる地盤は、2ポイントの調査結果からN値50以上を連続する安定した固結シルト層となりますが、敷地左右の長手方向では、約2.0m程の傾斜が確認されたため、一部深度の深い方では不陸による安全を考慮し支持層への根入れを2.5m程度、確保する設計となりました。

そこで、本工法の最大の特徴となる抜群の貫入性能を發揮、全ての杭を予定深度まで貫入させることができ、確かな施工品質で安心いただける杭基礎工事をご提供する事ができました。

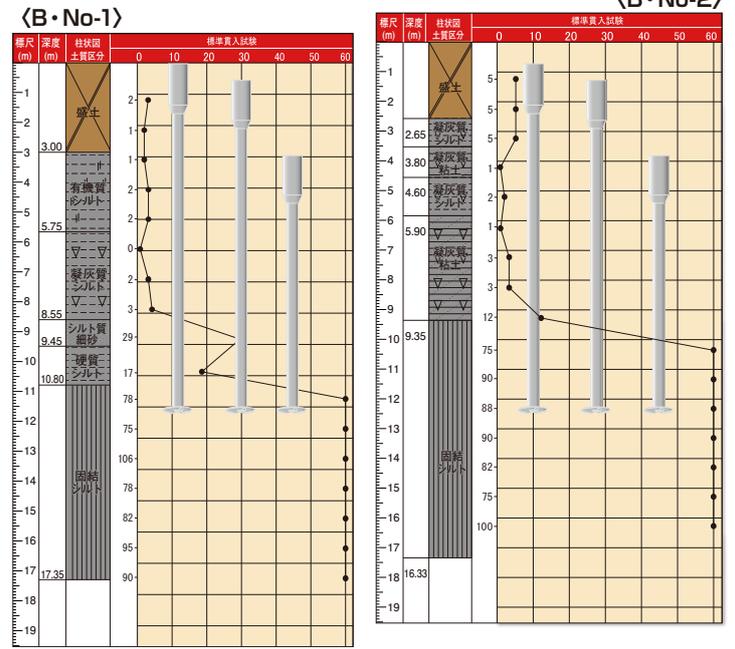
☆元請けさまには、ご採用いただき心から御礼申し上げます。  
 本当にありがとうございました。



工事概要

工事名	記念館新築工事	杭 径	φ 355.6mm
施工地	東京都世田谷区桜新町	拡翼径	Dw800mm・Dw700mm・Dw650mm
用途	記念館	拡頭径	-
構造	鉄筋コンクリート造(RC)地上2階	深度	SGL-12.10m
建築面積	1270.29㎡	支持力	1360kN・1105kN・991kN
工期	2018年11月28日~2018年12月11日	本 数	16本・24本・14本

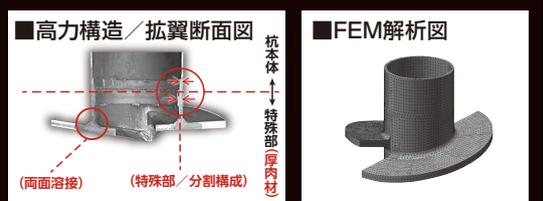
ボーリング柱状図



### 公共土木・公共建築での活用拡大 国土交通省「NETIS」

- 登録番号: KT-160071-A
- 国土交通大臣認定
  - TACP-0483 砂質地盤(礫質地盤含む)
  - TACP-0484 粘土質地盤
- 日本環境協会 エコマーク認定 08 131022号
- 日本建築センター
  - 基礎評定(引抜支持力) BCI評定-FD0540-01 砂質地盤
  - BCI評定-FD0541-01 礫質地盤
  - BCI評定-FD0542-01 粘土質地盤

- 全ての鍵は杭先端にあり
- 杭基礎は建物荷重を支持地盤へ伝達させる最も重要な役割であり、故に、杭先端拡翼部の貫入(掘削)性、変位・変形・破断などを発生させない高い性能が要求されます。
- 貫入性の問題を... 「**菱型穴**」により解決しました。
- 拡翼変形の問題を... 「**特殊部**」により解決しました。
- コストの問題を... 「**自社施工**」により解決しました。



建築・土木・鉄道、さまざまな場面で活躍しております。

e-pile 検索



**「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。**

国土交通省によりますと、将来の建設業の担い手を確保するため、働き方改革の促進・生産性の向上及び持続可能な事業環境の確保を図る施策を盛り込んだ「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、3月15日に閣議決定されました。

**1.背景**

- 建設業の長時間労働が常態化する中、工期の適正化等による「働き方改革」が急務。
- 現場の急速な高齢化と若者離れが進む中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。
- 地方部を中心に建設業者数が減少している中、建設業者が今後も「地域の守り手」として活躍し続けることができる事業環境の確保が必要。

**2.概要**

**(1) 建設業の働き方改革の促進**

- 中央建設業審議会において、工期に関する基準を作成・勧告。著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者に対しては必要な勧告等の措置を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化を図るための方策を講ずることを努力義務化。
- 建設業の許可基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち労務費相当分については、現金払とするよう配慮。

**(2) 建設現場の生産性の向上**

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (1) 元請建設業者が配置する監理技術者に関し、これを補佐する者として技士補制度を創設し、技士補が専任配置されている場合は、複数現場の兼任を容認。
  - (2) 下請建設業者が配置する主任技術者に関し、上位下請が一定能力を有する主任技術者を専任配置する等の要件を満たす場合は、下位下請は配置を不要化。
- 工場製品等の建設資材の不具合に起因して施工不良が生じた場合に、建設業者への指示だけでは再発防止が困難と認められるときは、不適切な資材を引き渡した製造業者等に対しても、必要な改善勧告・命令を行うことができる仕組みを構築。

**(3) 持続可能な事業環境の確保**

- 経営業務に関わる多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化。
- 建設業の譲渡や法人合併・相続等に際し、事前認可の手続きにより円滑に継承できる仕組みを構築。

※詳細は国土交通省のHPをご覧ください。

ワンポイント

健康コラム

若さを保つ秘訣



突然ですが、皆さんは自分の年齢を年相応だと思えますか？  
他人の年齢を聞いて  
“あの、年の割りに結構老けてる…”  
“私より年上なのになんでこんなにも違うの…”  
なんて思ったこと一度はありますよね…？  
永遠の若さを保つのは不可能ですが、  
実は老化のスピードを遅くすることは可能なのです。



そもそも老化の原因とは…？

老化は体の酸化細胞体の機能・ホルモンなど、さまざまなことによって引き起こされます。原因は一つではないので、“これをすれば！”というものがないのが難しいところ…。

対策

1. カフェイン摂取を控える△

眠気を覚ましてくれる効果がある一方で、コルチゾールという副腎皮質ホルモンを生成して肌ストレスが増し、シワの原因になってしまいます。

2. 砂糖は極力控えめに△

砂糖は、シワのないハリのある肌には不可欠なコラーゲンやエラスチンにダメージを与えてしまいます。

3. 肉の食べ過ぎはNG×

お肉ばかり食べていると老化を早めてみるみる老けていくそう…。それ以外にも動脈硬化などの加齢による病気を引き起こす可能性もあるのです。お肉の代わりに、豆腐・ナッツ類などでたんぱく質を摂るのも一つの手ですね。



水で美活を◎

- ・ 食事の前にコップ一杯お水を飲むだけで、食事の余分なカロリー摂取を控えることができます！
- ・ 腎臓の働きを助けることに繋がるので、体の不必要なものを排出する力が強まり、すっきりと身軽になります。
- ・ 乾燥を防止でき、肌に弾力が生まれるので目の下のクマやほうれい線予防にも繋がります。



外からのケアも重要ですが、内側からのケアの方がとっても大切なんです。いくつかご紹介させていただきましたが、他にも今すぐ簡単にできることがたくさんあります。皆さんも試しにやってみてはいかがでしょうか。

経理マンが行く

新元号

桜の開花も始まり、春本番になりました。まだまだ寒の戻りはあるものの暖かい春も、もうすぐです。それと同時にもうすぐ**新元号**が始まります。会社がやっておくべき準備はどのようなものなのでしょうか。  
**4月1日に新元号の発表があり、わずか1ヶ月後の5月1日から施行されます。**企業も新元号への切り替えが間に合わず、書類などで新旧元号を当面併用していく動きも出てくる見込みです。  
銀行業界では、帳票に元号が記載されている為、全国銀行協会を通じて旧新元号が当面混在することを想定して柔軟に対応するよう加盟銀行へ要請をしています。ある銀行では、新元号の帳面を用意するのに一定の時間がかかる為、改元後も当面、平成と記載された用紙を残していくとことです。利用者側は、平成31年と記入してもそのまま使用が認められるとのことですので、公的な文書に関しても当面は、平成という元号を使用出来ます。また、自分で新元号に訂正して使うことも出来ます。その場合は、平成の印字部分に二重線を引くだけで、訂正印は原則的に不要ですので、平成表期の手形・小切手の扱いも同様となる見込みの為、決裁などの書類も問題なくスムーズに事を運ぶことが出来ます。  
カレンダー業界では、既に2020年用のカレンダーが作成され始めました。西暦印刷ではなく和暦印刷の場合は、新しい年号が発表された途端に一気に作業に取り掛かる事が余儀なくされ、印刷業界も短期間に多忙を極めることでしょうか。  
ここまでだと、たいした混乱は無いように思えますが、政府は国民生活にも、混乱が回避できない事態もあり得ると発表しています。年号の改修が遅れると、西暦と和暦のシステムを接続する際などに障害が起きる可能性があり、例えば税金を納めても納税記録が残らなかったり、住民票を発行できなかったりする可能性があるというのです。これは大変な事です。早急な対応をしなければ督促状が届いたり、税金の二重払いも発生することもあり得ます。行政が万が一、改修が遅れて改元後も行政関係の証明書に旧元号の「平成」を使わざるを得ない場合の政府の対応は、(1) 証明書を訂正印で訂正(2) 「平成」と明記しても有効である文書を同封(3) 希望者には新元号を表記した証明書に交換(4) 電子申請の申請画面に「平成」でも有効だという注意書きを表示することとする、などを挙げ、何とか混乱を回避出来るようにと発表していますが不安材料は残ります。他にも、金融機関などの対応が間に合わなければ、深刻な場合はATMでお金を引き出せないシステム障害もあり得るというから大変です。これを受け各自治体の対応として、東京都では「都民の混乱を防ぐための配慮が必要なのは西暦併記が望ましい」とし、許認可の期間を明示する文書などへも**西暦表記**を求めました。都内の区市町村も、都の扱いに倣う予定です。他の自治体、企業もシステム改修の調整は多忙を極めています。「公表時期はこれまで報道のあった『2月下旬』を想定していた。時間的には厳しくなるが、間に合わせるしかない」と話しているところを見ると、かなりの混乱は免れないかとも思っています。「昭和」から「平成」に変わった時にはこのような混乱がなかったのは、パソコンの普及がそれ程ではなかったから。いまやコンピューターでのシステム管理は必須ですから仕方が無いのかもしれない。